様式第8号（第8条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

保険給付一時差止通知書

国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定により、下記のとおり国民健康保険の保険給付の支払を一時差し止めます。また、このまま更に滞納を続けますと、一時差止をしています保険給付の額から滞納しています国民健康保険税を控除させていただくことになります。なお、今回の一時差止の対象となる保険給付及び一時差止の解除の要件は、次のとおりです。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　国民健康保険税の滞納額の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 期　別 | 納　　期　　限 | 滞納税額（円） |
| 　 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　一時差止の対象となる保険給付の内容

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　滞納保険税額

４　一時差止の解除の要件

滞納している国民健康保険税を納付したとき又は滞納額の著しい減少、災害その他の国民健康保険法施行令第28条の6で定める特別の事情があるとき。

（教示）

(1)　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、通知のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(2)　(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として(訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

イ　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。